

育児・介護休業等に関する通知

野々山建設株式会社は、育児・介護休業等に関して、以下のとおり制度を定め活用することにより、仕事と生活の調和を推進していく。

子育て支援制度

育児休業	1歳未満まで（法定どおり）
子の看護休暇 対象年齢	子が小学校就学前まで（法定どおり）
子の看護休暇 取得日数	1年につき5日、対象の子が2人以上の場合は年10日（法定どおり）
子の看護休暇 取得単位	半日単位の利用（法定どおり）
所定労働時間の短縮措置 （育児短時間勤務制度）	子が3歳未満まで（法定どおり）
所定外労働の制限 （残業の免除）	子が3歳未満まで（法定どおり）
時間外労働・深夜業の制限	小学校就学の始期に達するまで（法定どおり）

介護支援制度

介護休業 取得期間	93日（法定どおり）
介護休業 申出の回数	対象家族1人につき3回まで（法定どおり）
介護休暇 取得日数	1年につき5日、対象家族が2人以上の場合は年10日（法定どおり）
介護休暇 取得単位	半日単位の利用（法定どおり）
所定労働時間を短縮する制度 （介護短時間勤務制度）	あり ■利用期間 利用開始から3年間（法定3年以上） ■利用回数 2回（法定2回以上）
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	あり ■利用期間 利用開始から3年間（法定3年以上） ■利用回数 2回（法定2回以上）
所定外労働の制限（残業の免除）	あり
時間外労働・深夜業の制限	あり
その他の制度	介護による就業時間の短縮が必要な場合は9時から16時の勤務とする。

以上

野々山建設株式会社
代表取締役 野々山 正春
平成30年4月1日